



横断歩道は歩行者優先です！

横断歩道付近等における交通ルール

運転者のルール



一時停止しない車は
横断歩行者妨害



- ・横断歩道や自転車横断帯に近づいた時は、横断する人や自転車がいないことが明らかな場合の他は、その手前で停止できるように速度を落として進む。また、歩行者や自転車が横断している時や横断しようとしている時は、横断歩道や自転車横断帯の手前（停止線があるときは、その手前）で一時停止をして歩行者や自転車に道を譲る。
- ・横断歩道や自転車横断帯やその手前で止まっている車がある時は、そのそばを過ぎて前方に出る前に一時停止をする。
- ・横断歩道や自転車横断帯とその手前から30m以内の場所では、他の車を追い越したり、追い抜いたりしない。
- ・横断歩道のない交差点やその近くを歩行者が横断している時は、その通行を妨げない。
- ・横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5m以内の場所では駐停車禁止。ただし、赤信号や危険防止のために一時停止する場合などは別。

歩行者のルール

横断歩道や信号機のある交差点が近くにあるところでは、その横断歩道や交差点で横断する。また、横断歩道橋や横断用地下道が近くにあるところでは、できるだけその施設を利用する。なお、「歩行者横断禁止」の標識のあるところでは、横断禁止。道路を斜めに横断することも禁止。ガードレールのあるところで横断するのも極めて危険。また、自転車横断帯には入らない。



あなたは「歩行者優先」を守っていますか？ 横断歩道では止まってください！

横断歩道に近づいたら…

横断しようとする人がいないか確認！

横断しようとする人や横断中の人がいいたら…

停止して横断者を通行させる！

横断歩道で横断しようとする人や、横断中の人がいるのに停止しなかったり、横断を妨害した場合、「横断歩行者等妨害違反」として検挙の対象になります。

STOP!



点数	2点	
反則金	大型	12,000円
	普通	9,000円
	二輪	7,000円
	原付	6,000円

取り締まりの際に「（歩行者が）立っただけで、渡るとは思わなかった」と訴えるドライバーも多いという。警察庁は2021年4月、道交法に基づく「交通の方法に関する教則」を改定。**横断歩行者のマナーについて、「車が通り過ぎるまで待つ」としていた従来の表記を「手を上げるなどして運転者に横断する意思を明確に伝える」に改めた。**

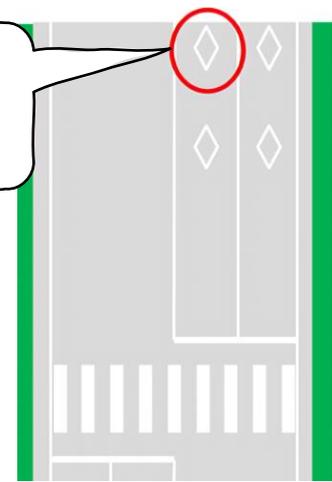
「**ダイヤの先には横断歩道**」
と覚えましょう！



横断歩道の手前で停車する際、後続車に追突されるのが心配…

ご存知ですか？「ダイヤモンド」

ダイヤモンドマークは、信号機のない横断歩道や自転車横断帯の手前30～50mの路面に書かれたダイヤモンド形の道路標示。車の運転手に横断歩道が近くにあることを事前に知らせる役割がある。



自転車がいりがちな交通違反



「右側車線を逆走」 よくやりがちな交通違反の上位に入るのが、両側通行道路の右側歩道を左側と同じ方向に走行していた自転車が、そのまま車道に降りてしまう「右側車線の逆走」です。進行方向に対して反対側にお店があって、そこに駐輪した際などにやりがちです。自転車の逆走は、れっきとした道路交通法違反で、「3ヵ月以下の懲役または5万円以下の罰金」となります。

「自転車を除く」がない一方通行への進入 自転車は車道では「歩行者と一緒に」という認識をしてしまうことが多いため、一方通行への認識が足りないことがあります。道路上では車両であるため、自転車も一方通行は進入禁止です。ただし、住宅街などの幅の広い道路では「自転車を除く」という補助標識があることが多く、そのケースでは違反にはなりません。



一時停止の無視 自転車の運転者が特に見落としがちなのが、一時停止の無視。交差点では、優先道路以外が一時停止するルールになっていますので、歩行者と同じ感覚で一時停止を無視して進入すると事故に繋がります。一時停止する際は、自動車と同じく「停止線を踏まない、停止線の手前」で「完全に停車（徐行ではない）」するのがルールです。



丁字路の直進信号無視 これも歩行者視点になってしまっている例です。対向車線側が交差する丁字路の場合、左車線は車両の進入がないため、歩道の感覚でそのまま直進できる気がしますが、自転車は車道走行が原則ですので、自動車などと同じく丁字路信号に従う必要があります。普通に考えればわかりませんが、丁字路で直進が赤なのにそのまま進入したら、横断歩道の歩行者や合流路から進入してきた車両と衝突しますので、進入が違反なのは明確です。



交差点で右折 自動車免許を持っている方で「自転車は車両」という意識があるとやりがちな違反です。自転車は車道の左端走行が原則なので、交差点で右折は「2段階右折」が原則です。複数車線路の原付などと同じです。



（※道路交通法第34条3に規定）手間ですが、車道の右折は違反です。なお、いくら青信号から交差点の角に進入したからといって、右折先の信号が赤なのに進行するのは信号無視になります。

※軽車両は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない。（道路交通法第34条3）

自転車や歩行者も、「ながらスマホ」にご注意を



自転車運転中のスマホや携帯電話の使用などは道路交通法違反。相手にけがを負わせた場合は重過失傷害罪に問われることも



自転車運転中や歩行中の「ながらスマホ」でも事故が起きており、自分自身だけでなく、周囲の人にけがを負わせてしまうことがあります。スマホや携帯電話を使用しながら自転車を運転することは道路交通法で禁止されています。違反した場合には「5万円以下の罰金」が科せられることがあり、相手にけがを負わせた場合は、重過失傷害罪などに問われたり、被害者から損害賠償を求められたりすることもあります。「ながらスマホ」は、自分自身が思っている以上に危険な行為です。スマホや携帯電話を使う時は、周囲を確認しながら立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で操作しましょう。

弊社は損害保険会社8社、生命保険会社8社、少額短期保険会社1社を取扱い、お客様の企業経営から個人のライフプランまで総合的なリスクマネジメントをご提案いたします。

現在弊社以外でご契約の保険の証券診断も承りますので、お気軽にご相談ください！

弊社では、募集品質の改善・向上への取り組みの一環として、お客様から忌憚ないご意見やご感想を伺っております。是非ともご協力ください！

「お客様アンケートのサイト」
<https://forms.gle/EXCkVdfkxmLLni7u7>



◆弊社ホームページで「TOKYO CENTRAL NEWS」のバックナンバーを掲載しておりますので、是非ともご参照ください。